

助成事業実施規則

第1条（目的）

1. 本規則は、公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団（以下「本法人」という。）の助成事業について必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

第2条（助成の区分）

1. 本法人は、「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興を図るため、次の区分により助成（以下「本助成」という。）を行う。
 - (1) 研究助成 A 主としてゲームの創成に係る科学技術に関する研究に対する助成
 - (2) 研究助成 B 「人間と遊び」に関する研究全般に対する助成
 - (3) 交流助成 A 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する国際会議への参加、開催協力に対する助成
 - (4) 交流助成 B 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する研究会、交流会等への参加、開催協力に対する助成

第3条（応募資格者）

1. 本助成の応募資格者は、国内の大学、短大、高専、研究所などの非営利の研究機関に所属する研究者（大学院博士課程在籍者を含む。但し、指導教官・教員の推薦状が必要。）又はこれらに所属する研究者を代表者とする研究グループとする。

第4条（募集及び応募）

1. 本法人は、本助成の対象者を公募する。
2. 本法人は、公募の実施に必要な事項を定め、これを募集要領（以下「募集要領」という。）として公開するものとする。
3. 募集要領のうち、当該年度において重点を置く研究領域の設定その他募集の方針については、選考委員会との協議を経て決定する。
4. 本助成の応募者は、本規則を遵守することを前提として、募集要領に定めるところに従い、当法人に対して助成を申し込むものとする。

第5条（助成の決定）

1. 本助成の対象者（以下「本助成者」という。）並びにその研究課題等（以下「本研究課題」という。）及び交付金額（以下「本助成金」という。）は、選考委員会の審査結果の答申に基づいて、理事会が決定する。

第6条（選考委員会）

1. 本助成に関する研究開発動向の分析、募集の方針及び方法の検討、本助成者、本研究課題の選考及び本助成金その他必要事項について審議することを目的として、本法人に選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は、8人以上12人以内の選考委員をもって構成する。
3. 選考委員会の委員長は、選考委員の中から互選する。
4. 選考委員は、次の各号に定める基準に従って選任し、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。解任の手続きも同様とする。
 - (1) 「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興に関し、学識経験を有していること。
 - (2) 本法人の理事又は評議員である者を委員にするときは、非常勤の者にかぎり、かつ、それぞれに2名以内であること。
 - (3) 選考委員のいずれか1名及びその配偶者、3親等内の親族、使用人その他特殊の関係にある者の合計数が、選考委員総数の3分の1を超えて含まれないこと。
 - (4) 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である選考委員の合計数が、選考委員の総数の3分の1を超えて含まれないこと。
5. 選考委員の任期は、2年とする。但し、再任をさまたげない。
6. 選考委員は、その在任中、委員長を除き選考委員であることを公表しないものとする。

第7条（招集）

1. 選考委員会は、前条第1項の審議を行うときその他委員会として必要があると認めるときに招集する。
2. 選考委員会は、委員長が招集する。
3. 委員長の招集に関する要請を受けて、事務局長は委員会開催の日の2週間前までに、各選考委員に対して書面又は電磁的通信手段をもって開催を通知する。但し、選考委員全員が通知期間の短縮に同意したときはこの限りでない。

第8条（専門調査）

1. 委員長は、選考委員会の構成員をもって調査できない専門分野があるときは、当該分野の専門家に分析評価等を委嘱することができるものとする。
2. 選考委員は、前項の分析評価等の結果を踏まえて、必要な審議を行う。

第9条（決議）

1. 選考委員は、応募案件の推薦者であるとき、応募者と同じ研究室に所属するとき、共同研究者であるときその他決議について特別の利害関係を有するときは、当該案件の審議に参加できない。
2. 選考委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する選考委員を除く選考委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。
3. 選考委員会が提言を決議し又は本助成について決議したときは、委員長は直後の理事会でその内容について答申するものとする。

第10条（交付）

1. 本助成金の交付は、本助成者又は本助成者の所属する機関に対して、各年度2月末日までに行なう。
2. 本法人は、本助成金を管理金等の名目により本助成者の所属する機関に間接経費として納付することは承認しない。但し、当該機関が管理金の納付を条件としてのみ本助成を受けいれる場合は、交付額の10%を限度にこれを認める。

第11条（研究の実施）

1. 本助成者は、3月1日から翌年（2年間助成の場合は翌々年）2月末日の間に本研究課題を実施し完成させなければならない。

第12条（助成金の返還）

1. 理由の如何を問わず、前条の期間内に本研究課題を完成できなかった場合には、本助成者は、本助成金を返還しなければならない。
2. 前項に規定する返還は、本研究課題が行われなくなった時点で未使用の本助成金について行うものとする。
3. 本研究課題を完成した場合であって残余金を生じたときは、本研究者は次の各号によらなければならない。
 - (1) 交付額の20%未満であるときは、返還を要しない。
 - (2) 交付額の20%を超えるときは、本法人と別途協議して決めたと

ころによる。

第 13 条（計画の変更）

1. 本助成者は、研究目的、研究期間、研究責任者その他本助成に関する重要事項を変更する場合には、本法人の定める書面により事前に本法人に対して申請し、書面による承認を得なければならない。
2. 前項の申請があった場合は、本法人は、本研究課題の同一性を維持できると認めるときに限りこれを承認するものとする。

第 14 条（成果報告）

1. 本助成者は、本助成金交付年度の翌々年 4 月 15 日までに、研究成果報告書、研究成果概要書及び会計報告書を本法人に対して提出しなければならない。
2. 本法人は、研究成果概要書を本法人のホームページその他適宜の方法により公開する外、当法人が適切であると思料する者に対しては、研究成果報告書を提供することができる。
3. 研究助成 A 及び研究助成 B の交付を受けた本助成者は、交付年度の翌々年に行なわれる本法人の成果発表会において研究成果を発表しなければならない。

第 15 条（成果の帰属）

1. 本研究課題の実施により得られた知的財産権は、原則として本助成者に帰属するものとする。
2. 本助成者は、法令及び公序良俗に反しないかぎりその利用を希望する者に広く、かつ、平等に利用させるものとする。但し、事前にその内容について本法人と協議しなければならない。

第 16 条（改廃）

1. 本規則の改定及び廃止は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規則は、平成 25 年 7 月 19 日から施行する。

制定：平成 23 年 7 月 1 日

改定：平成 25 年 7 月 29 日